

令和3年第3回養老町定例会会議録

令和3年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和3年9月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第5 報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第6 認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 令和2年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定について
- 日程第17 認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 選任第7号 決算特別委員会委員の選任について

- 日程第19 議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 発議第2号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第24 同意第6号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第25 同意第7号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第26 議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞由美

産業建設部長	松岡弘泰	特命事項推進監兼 産業建設部長 建設課長	藤田勝彦
副特命事項推進監兼 産業建設部 水道課長	高木善太郎	産業建設部長 産業観光課長	竹中修
会計管理者兼 会計課長	高橋正人	教育委員会 事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	飯田泰代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	廣澤幸雄	消防次長兼 消防総務課長	大倉巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第3回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、若山子ども課長が療養のため欠席の報告を受けています。

ここで、報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和3年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 西脇康君、2番 清水由美子君を指名いたします。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月26日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 野村永一君。

○議会運営委員長(野村永一君) 議会運営委員会報告をいたします。

去る8月26日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、9月3日金曜から9月17日金曜までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行います。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、大橋町長と一般質問と委員長報告を除いて自席で行いますので、よろしくお願いします。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の9月16日木曜に行うこととし、発言順序はくじ引によることと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告2件、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定12件、令和2年度事業会計未処分利益余剰金の処分1件、条例の一部改正4件、会議規則の一部改正1件、人事案件2件、令和3年度一般会計、特別会計補正予算2件、以上、計23件であります。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第4、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第5、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第6、令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの12議案については、議会初日に、日程第6、令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14までの9議案と、日程第16、令和2年度養老町上水道事業会計決算認定についてから日程第17、令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの2議案をそれぞれ一括上程、日程第15、令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質問後、決算委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、これらの議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員会報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後、採決を行うこと。

次に、日程第19、養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第22、養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての4議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれの所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て、採決を行うこと。

次に、日程第23、養老町議会会議規則の一部を改正する規則についての1議案については、議会初日に上程後、議員の発案であるため、代表議員として議会委員長である私野村が趣旨説明を行い、質疑、討論を経て直ちに採決すること。

次に、日程第24、教育委員会教育長の任命同意についてと日程第25、教育委員会委員の任命同意についての2議案については、人事案件につき、議会初日に逐条上程し、提

案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし採決を行うこと。

次に、日程第26、令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）と日程第27、令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て、採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、日程第6、令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計12議案の審査を付託する決算特別委員会の開催は9月8日水曜及び9月9日木曜の2日間とし、それぞれ午前9時30分から開会されるよう決算特別委員長へ要請すること。

次に、日程第19、養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第21、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの計3議案の審査の付託先である総務民生委員会は、9月6日月曜の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第22、養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である産業建設委員会は、9月6日月曜の午後1時30分から開会するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第26、令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）と日程第27、令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案の審査の付託先である予算特別委員会は、9月6日月曜、午後3時から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月3日から9月17日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月3日から9月17日までの15日間と決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度7月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いいたします。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策でございます。全国の新規感染者数が連日のように過去最高を記録し、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状況の中、岐阜県は8月27日から9月12日までの間、3度目となる緊急事態宣言区域に指定されました。町民の皆様、並びに事業者の皆様には大変厳しい状況の中、多岐にわたり御協力を賜り心より感謝申し上げます。

また、医療の最前線で新型コロナウイルスの治療に当たっておられる医療従事者の皆様をはじめ私たちの暮らしを支える方々に対し、改めて敬意を表すとともに深く感謝を申し上げます。

変異株の影響から県内の新規感染者数は激増し、町内においてもかつてない状況を迎えております。私たちはこれ以上の感染拡大を何としても食い止めなければなりません。町民の皆様には救える命を守るため、そして御自身や大切な御家族、御友人を守るためにも引き続きマスク着用などの基本的な感染防止対策の徹底や、これまで以上に不要不急の外出を避け、できるだけ人との接触の機会を減らしていただきますよう、いま一度改めて御理解と御協力をお願いいたします。

また、感染防止対策の一つであります新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在20歳代の第1回目の接種予約を受け付けております。本町は今後も国や県、医療機関の皆様と緊密に連携し、ワクチン接種をはじめとするあらゆる感染防止対策を徹底し、町民の皆様の暮らし、事業者の皆様への支援に全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援と御協力をよろしく願いを申し上げます。

さて、今年の夏は秋雨前線の影響から西日本を中心に記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊などが発生をいたしました。本町では、例年8月下旬に大規模地震を想定した防災訓練を実施しておりますが、今年度はコロナ禍のため一定の場所に集まることなく家庭や職場でも実施できる養老町シェイクアウト訓練（一斉防災訓練）への参加を呼びかけましたところ、多くの方々に御参加をいただきました。

長い夏休みも終わり町内の両中学校は8月30日から、各小学校は9月1日から新学期が始まっております。本日3日まで午前授業としておりますが、コロナ禍の中新学期を迎えていることから、児童・生徒が学べる環境づくり、心のケアなども教育委員会を中

心にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに令和3年度の各会計の補正予算及び関係諸議案計22議案を提案申し上げております。慎重なる御審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の計2件を一括上程し議題とします。

なお、本件は、地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

報告第9号及び報告第10号の訴えにつきましては、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促したが応じない者について、大垣簡易裁判所へ建物明渡し等請求事件として訴えを提起したものでございます。

専決第7号及び専決第8号にて町営住宅の明渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおりになります。

以上、報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第6、認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計9議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額165億2,567万6,000円、歳出総額158億5,331万4,000円で、歳入歳出差引き6億7,236万2,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は6億5,670万3,000円となりました。前年度に比べて、歳入は45億1,342万8,000円の増、歳出は41億7,645万6,000円の増でございます。

1、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳入のうち、一般財源である町税につきましては、法人町民税の減収などにより、対前年度5,411万円減の34億8,139万6,000円で減収となりました。また、地方消費税交付金につきましては、対前年度1億1,529万4,000円増の6億1,708万7,000円となり、地方交付税につきましては、対前年度1億1,768万8,000円増の23億4,262万3,000円となりました。

3、4ページを御覧いただきたいと思います。

国庫支出金につきましては、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などであり、対前年度33億1,865万9,000円増の42億3,697万5,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、産地パワーアップ事業補助金、障害者自立支援給付費負担金などであり、対前年度8億4,860万円増の22億9,500万9,000円となりました。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより対前年度4億3,688万4,000円増の9億9,462万2,000円となりました。

また、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の増などに伴い、対前年度7,013万円増の3億213万円となりました。

5、6ページを御覧いただきたいと思います。

町債につきましては、デジタル防災無線整備事業債、臨時財政対策債などであり、対前年度2億2,913万円減の9億9,459万5,000円となりました。

次に、調定額のうち3,953万円を不納欠損処分いたしました。このうち町税は3,788万4,000円、使用料は164万6,000円となり、全体としては、対前年度287万円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料など2億5,146万9,000円でございます。そのうち町税が2億400万円で、対前年度3,062万4,000円の減となりましたが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めてまいりたいと考えております。

7ページから10ページを御覧いただきたいと思います。

次に、歳出でございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、総務費52億1,500万3,000円、構成比32.9%、民生費36億3,335万9,000円、22.9%、農林水産業費18億6,446万6,000円、11.8%となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、特別定額給付金給付事業、産地パワーアップ事業補助金、障害者自立支援給付事業などがございます。

以上が、一般会計の概要でございます。

136ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計についてですが、歳入総額38億927万3,000円、歳出総額32億406万3,000円、歳入歳出差引額6億521万円となりました。

歳入につきましては、県支出金及び繰入金等の減額により前年度に比べ2億7,995万5,000円の減となりました。

国民健康保険税については、7億3,888万9,000円で、前年度に比べ1,924万3,000円の減となりました。また、不納欠損額は1,318万3,000円、収入未済額は1億8,485万円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるよう進めてまいりたいと思っております。

歳出につきましては、医療費の減少に伴う保険給付費及び国民健康保険事業費納付金等の減額により、前年度に比べ3億9,727万8,000円の減となりました。

161ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、簡易水道特別会計でございますが、歳入総額5,398万円、歳出総額2,379万6,000円、歳入歳出差引額3,018万4,000円となりました。

歳入につきましては、使用料及び繰越金の増額により、前年度に比べ860万1,000円の増となりました。

歳出につきましては、施設修繕費の増加に伴う需用費の増及び積立金の増加により、前年度に比べて726万1,000円の増となりました。

170ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額1億3,717万2,000円、歳出総額1億3,245万2,000円、歳入歳出差引額472万円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ84万2,000円の増となり、歳入のうち事業収入につきましては6,372万4,000円で、豚熱が終息したことに伴い前年度に比べて122万1,000円の増となりました。

歳出につきましては、施設の老朽化に伴い修繕費等は増加しておりますが、起債償還に係る公債費の減少により300万3,000円の減となりました。

183ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額7,142万7,000円、歳出総額296万6,000円、歳入歳出差引額6,846万1,000円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

192ページを御覧いただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額3,226万2,000円、歳出総額3,010万9,000円、歳入歳出差引額215万3,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて165万1,000円の増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は802万9,000円で、また不納欠損額は2万1,000円、収入未済額は14万9,000円でございます。

歳出につきましては、施設機能診断の委託業務を行ったことにより、前年度に比べて172万9,000円の増となりました。

203ページを御覧いただきたいと思います。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額29億7,107万6,000円、歳出総額27億7,705万1,000円、歳入歳出差引額1億9,402万5,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて4,943万円の増となり、歳入のうち介護保険保険料は6億6,577万2,000円で、前年度に比べて40万円の増でございます。また、不納欠損額は547万円、収入未済額は927万1,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べて732万8,000円の増となり、歳出のうち保険給付費は26億752万7,000円で、前年度に比べて2,609万5,000円の増となりました。

232ページを御覧いただきたいと思います。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。

歳入総額1,730万円、歳出総額1,583万1,000円、歳入歳出差引額146万9,000円となりました。

241ページを御覧いただきたいと思います。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額3億6,108万1,000円、歳出総額3億5,930万6,000円、歳入歳出差引額177万5,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて3,629万4,000円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて3,006万3,000円増の2億5,509万8,000円で、不納欠損額は79万3,000円、収入未済額は276万4,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べて3,486万5,000円の増となりました。

以上で、一括上程されました認定第1号から認定第9号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。

まず、5、6ページを御覧ください。

歳入につきましては、165億2,567万6,360円、前年度に比べて45億1,342万8,245円の増でございます。

1、2ページを御覧ください。

最初に、一般財源であります町税につきましては、固定資産税、軽自動車税は増収となりましたが、町民税、町たばこ税、入湯税が減収となったことにより対前年度5,411万円減の34億8,139万5,970円となりました。

そのほかの一般財源であります地方消費税交付金は対前年度1億1,529万4,000円増の6億1,708万7,000円となり、地方交付税については対前年度1億1,768万8,000円増の23億4,262万3,000円となりました。

3、4ページを御覧ください。

次に、国庫支出金につきましては、対前年度33億1,865万9,403円増の42億3,697万5,393円で、内訳としましては、特別定額給付金給付事業費補助金28億3,110万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億7,693万3,000円、障害者自立支援給付費負担金2億5,641万8,000円などがございます。

次に、県支出金につきましては、対前年度8億4,859万9,675円増の22億9,500万9,230円で、内訳といたしましては、産地パワーアップ事業補助金、これは繰越明許ですが、14億円、障害者自立支援給付費負担金1億2,801万1,000円、国民健康保険基盤安定負担金9,934万3,000円などがございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより、対前年度4億3,688万4,000円増の9億9,462万1,954円となりました。

次に、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の増などに伴い、対前年度7,013万円増の3億213万円で、内訳といたしましては、ふるさと応援基金繰入金2億8,000万円、まちづくり整備基金繰入金2,100万円などがございます。

5、6ページを御覧ください。

次に、町債につきましては、対前年度2億2,913万円減の9億9,459万5,000円で、内訳といたしましては、臨時財政対策債3億7,539万5,000円、デジタル防災無線整備事業債3億5,430万円、地方道路等整備事業債1億4,750万円などがございます。

次に、歳入の調定額のうち3,953万17円を不納欠損処分いたしました。この内訳は、町税3,788万4,466円、清掃使用料15万1,651円、住宅使用料149万3,900円でございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べ287万13円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、雑入で2億5,146万8,860円でございます。そのうち町税が2億400万217円で、前年度に比べて3,062万4,205円の減となっております。

9、10ページを御覧ください。

次に、歳出につきましては、158億5,331万3,838円となり、前年度に比べて41億7,645万5,613円の増でございます。

歳出の主なものといたしまして、特別定額給付金給付事業28億4,691万9,743円、産地パワーアップ事業補助金、繰越明許ですが、14億175万円、ふるさと応援基金積立金7億9,147万635円、障害者自立支援給付事業5億2,056万8,333円などがございます。

また、翌年度繰越額は、繰越明許費が9,371万7,000円、事故繰越が5,909万8,100円で、そのうち一般財源については繰越明許費が1,496万1,000円、事故繰越が69万8,100円でございます。

続きまして、本日配付させていただきました養老町の普通会計における財政指標について説明をさせていただきます。

こちらは、確定数値ではなく速報数値となりますが、経常収支比率につきましては、前年度に比べて1.0%減少し、86.6%となりました。これは、会計年度任用職員制度に伴う人件費の増加や公債費等の増加により、一般財源が充当される経常的経費が増加したものの、町税や地方特例交付金は減少した一方で、地方消費税交付金や地方交付税等が増加したことにより経常的一般財源が増加したことによるものです。

次に、普通会計の地方債現在高は、減収補填債等を新たに借り入れたことにより、前年度に比べ1億9,025万7,000円増の111億9,518万8,000円となりました。

また、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、実質公債費比率は対前年度0.1%減の7.4%、将来負担比率は18.0%減の71.2%となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、総括質疑をいたします。

町長は昨年3月3日、この養老町議会定例会において、令和2年度施政方針の中で、予定されているオリ・パラ等ビッグイベントの機会に養老の特色を生かした魅力ある事業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を図るのみならず、町民の皆様にもふるさと養老に対する誇りと愛着を再認識していただきたいと考えていると述べられました。現在

国難とも言える新型コロナウイルス感染が拡大し、度重なる緊急事態宣言やまん延防止措置の発出により、経済活動はもちろん行政の各種施策においても想定外の事態であったと推察いたします。しかし、コロナ禍にあっても職員各位の尽力によって何らかの光が見えたものがあれば挙げていただきたいと思います。

2点目としては、昨年2月28日、養老町と岐阜協立大学が包括連携協定を締結いたしました。協定に当たって町長は、本町が抱える様々な課題の解決に当たり、大学との絆を強固にすることで変化の激しい困難な時代を共に乗り越えていきたいと話され、定期的に協議の場を設け連携を推進してまいりますと語っておられますが、成果はあったのか伺います。

3点目としては、今の決算書の一番末尾の311ページに監査委員より提出された令和2年度養老町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書に記述がありますように、6番の是正改善を要する事項として、(4)としまして決算書の様式について会計ごとの決算数値のほか、1年間の反省や増減の理由、特記事項、今後の展望など決算の総括・概況等を記述したほうが誰が見ても分かりやすく、次年度予算編成にも役立てられるのではないかとと思われるので、一度検討されたいと指摘がありますが、今後の方針を伺っておきたいと思います。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年の施政方針で、先ほど田中議員のほうからも御説明ございましたけれども、関係人口等を増やす養老の魅力を全国に発信したい、そういう思いで施政方針を述べさせていただきました。残念ながらそれ以後すぐに緊急事態宣言が発出されるなど昨年はコロナの中で大きな事業がなかなかできないことがございました。そんな中でも希望の光、事業でございます。方法については様々な御意見もございましょうが、あんな花火は見たことがないというような町民の皆様の意見もいただいて成功に終わったのではないかとというようなこともございます。

また、コロナ禍においても、職員のほうもそれに対応すべく医師会やら、それから区長会等も連携を取って本当によくやってくれたとっております。おかげで養老町においては感染症のコロナワクチンの接種が大変スムーズにしているというふうに思っております。

残念ながら1年を総括して、思ったような事業ができなかったということはございますけれども、それなりに職員のほうも頑張ってくれたと私は思っております。

それから、大学との連携でございますが、これもコロナ禍ということでいろんな会議ができなかったということ、それから事業も起こせなかったということで大変残念に思っておりますが、この点については、そういったコロナの影響を受けなくなったときに

においてまた改めて大学との連携を取っていこうというふうに思っております。

それから、3点目の監査委員さんの意見書の中のでございますけれども、来年においては、ぜひともその辺のところを検討してもっと分かりやすい決算書にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2件で総括質疑をしたいと思えます。

1点目は、令和2年の国勢調査人口速報集計結果が総務省より公表されています。全国1,719市町村のうち1,416市町村、約82.4%で人口が減少しているとしています。特に5%以上人口が減少した市町村は50.9%と半数を超えるという結果です。

そうした中、岐阜県の42市町村のうち5年間の人口増の市町村は3市2町、ちなみに人口増加順から言えば、岐南町が5.14%、2番目に瑞穂市がプラス3.7%、美濃加茂市がプラス2.4%、可児市がプラス1.35%、そして5番目に富加町が1.13%としています。

一方、人口減率を養老町のマイナス7.34%を基準に人口減率の高い市町村は3市5町1村、高い順から七宗町12.07%、白川町がマイナス11.61%、関ヶ原町がマイナス10.87%、東白川村がマイナス10.79%、揖斐川町がマイナス9.15%、下呂町がマイナス9.35%、飛騨市がマイナス8.66%、八百津町がマイナス7.49%、郡上市がマイナス7.33%、そして養老町がマイナス7.34%との結果です。ちなみに垂井町はマイナス4.12%、大垣市はマイナス1.53%です。

町長は、この速報値から県内における人口増減率の市町の分析をされたのでしょうか。されたのであればより明確になった点をお尋ねしたいと思います。

2点目は、ふるさと納税についてです。

国は、ふるさと納税による2020年度の寄附額は総額約6,725億円で前年度の1.4倍に増え過去最高と報じています。要因とされるのがコロナによる巣籠もり需要を喚起したと見られています。町民の声の中には、本来寄附とは無縁なはずの返礼品を通し自治体が税収を奪い合うのはおかしいのではないかと、あるいは中間サイト業者が寄附者を獲得するための独自のギフト券やポイント還元サービスを競い合う実態にもう少し目を向けるべきではないかと、また自治体がコロナ禍での医療支援を目的に返礼品なしで寄附を受けることや時代のニーズに応えたソフト面での新規のメニューも考えるべきではないかとの声が寄せられます。こうした様々なふるさと納税の活用について、町長の見解を求めたいと思えます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まずは国勢調査から見る分析ということでございますが、大変詳しく分析をしている

わけではないですけれどもこういった情勢そのものは私も見ております。この状況の中で感じられることは、都市部に近い町村、または交通が便利であるところの市町というのは非常に人口も増えている、岐南町、瑞穂市等岐阜に隣接しているというようなこともあって増える要素もあろうかというふうに思っております。大垣については少しマイナスではございますけれども、やはり周りの市町からのダム効果といいますか、そういったものもあって人口の減少が抑えられているところがあるかというふうにも思っております。

それに比べて白川、飛騨とかそういった山間部においては非常に減少率が高いというのもやむを得ぬ、分かるところがあるかというふうに思っておりますし、ならば我が町はどうだというと、一つの考え方として、非常に便利であるし都市部にも近いというようなこともあって、若い人たちが都市への流出というのが非常に進んでいくのだというふうに思っております。

今後は、そういった町の魅力というのをどういうところに捉えて人口減少を図っていくかということと、それから関係人口というものをもう少し重要に考えてもいいんじゃないかというふうに思っております。

そういった意味で、後のものにも関わってきますけれども、ふるさと納税で我が町の魅力を知っていただくことも一つの方法でございますし、それによって養老町の仮の住民票みたいなものを出して、居住はしていないけれども養老町に何らかの関係を持っているようなイベント、それから寄附等に応じていただけるような、そういった形の町にしていくことによって人口減少を補っていけないかというようなことを今考えているところでございます。

それから2点目のふるさと納税でございますけれども、こういった制度があるということフルに使って、やはり自己財源といいますかそういったものを取得するということに対してさほど大きな、引け目じゃないですけれども、そういった方法によることがいいか悪いかということは、そんなにやはりふるさとの返礼品はその町の特色あるものであって、それに興味を持っていただくことがやはり町への関心を持っていただくということになると思いますので、そういった意味ではそんなに引け目に感じる必要はないんじゃないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃられたように、真に養老町のためにという寄附というのが本来の姿だとは思いますが、なかなかそれでは実際財源ができないということで、今の制度で私どもの町も大変大きな額をいただいているということでございますので、これからはふるさと納税制度を大いに利用した形で自主財源を獲得していきたいというふうに考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2020年度予算においても人口増を目指す新規事業が幾つか組み込まれました。その評価については決算特別委員会で審査を委ねたいとは思いますが、すぐに人口増につながる奇策はないと思います。町の人口ビジョンでは、2030年には2万3,000人、そして2040年は1万9,500人を目標人口としています。どの時代においても町民の公共福祉の保障をしていくのが自治体の役割だと考えていますが、再度町長の見解を求めておきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 目標値は2万3,000人、1万9,200人ということでございますけれども、実質の人口を底上げするというのは大変厳しいといえますか、自然減等を考えると達成は本当に目標でしかないような感じでございますが、ただ人口というのを居住している方だけという捉え方ではなくて、その町に何らかの関わりのあるいわゆる関係人口というようなものが増えてくれば、それに代わるものになるかというふうに私は考えております。そういった意味で養老町の宝物といえますか、そういったものをフルに活用して養老町にお越しいただく、養老のイベントに参加をいただく、そういった事業をこれからまた展開していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号までの9議案については10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号までの9議案については10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、提案理由の説明を受け総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明させていただきます。

議案第60号の令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金8億8,817万1,632円のうち1億1,633万6,989円を減債積立金に積立てし3億2,719万2,470円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 高木副特命事項推進監、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部水道課長（高木善太郎君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

令和2年度養老町上水道事業会計における未処分利益剰余金8億8,817万1,632円について、そのうち令和2年度の純利益である1億1,633万6,989円を企業債償還金に充てるための減債積立金に積立てし、新会計制度移行後の平成26年度から令和2年度までの企業債償還により未処分利益剰余金として計上された3億2,719万2,470円を資本金に組み入れるものでございます。残額の未処分利益剰余金4億4,464万2,173円につきましては次年度へ繰越しいたします。

以上で、議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第16、認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定についてから日程第17、認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計2議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定について説明をさせていただきます。

認定第10号の令和2年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号の令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度養老町上水道事業会計決算及び令和2年度養老町公共下水道事業会計決算をそれぞれ別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 高木副特命事項推進監、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部水道課長（高木善太郎君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

まず、令和2年度養老町上水道事業における給水状況につきまして御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

(1)業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては前年度より3戸減の8,847戸、給水人口につきましては前年度より481人減の2万5,880人となりました。また、年間有収水量は、前年度より2万7,643立方メートル増の237万652立方メートルとなりました。年間有収率につきましては0.09ポイント増の77.89%となりました。

それでは、養老町上水道事業会計決算書について御説明させていただきます。いずれも消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

最初に、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、いわゆる3条会計です。

収入の第1款水道事業収益の決算総額は5億2,142万5,938円となり、支出の第1款水

道事業費用の決算総額は3億8,251万4,118円となりました。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計です。

収入の第1款資本的収入の決算総額は2,488万6,877円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は3億1,767万1,196円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,278万4,319円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2億1,065万1,420円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,256万3,193円及び減債積立金5,956万9,706円で補填いたしました。

続きまして、養老町上水道事業会計の明細について御説明させていただきます。消費税及び地方消費税を含まない額となっております。

21ページを御覧ください。

3条会計である収益費用の状況につきまして、収益総額は4億8,214万3,559円となり、前年度の4億3,081万3,642円と比べて5,132万9,917円の増となりました。これは上水道事業会計でこれまで計上していた退職給付引当金を一般会計で負担することに伴い特別利益として戻入したためです。費用総額は3億6,580万6,570円となり、前年度の3億9,529万6,785円と比べて2,949万215円の減となりました。この結果、5ページの令和2年度養老町上水道事業損益計算書にも示すとおり、当年度純利益が1億1,633万6,989円となり、当年度末未処分利益剰余金は8億8,817万1,632円となりました。

23ページを御覧ください。

4条会計である資本的収支の状況につきまして、資本的収入総額は2,399万5,070円となり、前年度の1億1,472万7,554円に比べて9,073万2,484円減となりました。これは、企業債の借入れを令和2年度は行わなかったためです。

資本的支出総額は2億9,421万6,196円で、前年度の2億9,251万2,787円に比べて170万3,409円の増となりました。

資本的支出の主な内容につきましては、款1建設改良費、1目配水設備拡張費では、西部簡易水道の上水道統合に伴い西部簡易水道区域に配水管の整備を行いました。このほか受益者負担金工事として上之郷地内、高田地内で配水管の布設を行いました。

2目配水設備改良費では、老朽管の更新に伴い大場地内の配水管の布設替えを行いました。

続きまして、令和2年度養老町公共下水道事業における処理状況について御説明させていただきます。

42ページを御覧ください。

(1)業務量で述べておりますとおり、年度末処理区域内人口は6,552人で、うち水洗化人口が4,521人であり、水洗化率は69%となりました。また、年間総処理水量は81万2,261立方メートルとなりました。

それでは、公共下水道事業会計決算書について御説明させていただきます。

いずれも消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

最初に、28ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の3条会計につきまして、収入の第1款下水道事業収益の決算総額は3億5,140万8,411円となり、支出の第1款下水道事業費用の決算総額は3億4,969万4,117円となりました。

次に、30ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計につきまして、収入の第1款資本的収入の決算総額は1億2,579万3,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は2億1,359万739円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,779万7,739円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万1,100円、引継金1,492万8,774円及び当年度分損益勘定留保資金6,888万7,865円で補填いたしました。

続きまして、公共下水道事業会計の明細について御説明させていただきます。消費税及び地方消費税を含まない額となります。

45ページを御覧ください。

3条会計であります収益費用の状況につきまして、収益総額は3億4,128万6,031円、費用総額は3億3,394万3,167円となりました。この結果、32ページの令和2年度養老町公共下水道事業損益計算書にも示すとおり、当年度純利益が734万2,864円となりました。

47ページを御覧ください。

4条会計であります資本的収支の状況につきまして、資本的収入総額は1億2,579万3,000円、資本的支出総額は2億9,060万9,639円となりました。

資本的支出の主な内容につきましては、項1建設改良費、1目污水管渠費では新規申込みにより8か所の公共ます設置工事を行いました。

2目雨水ポンプ場費では、南直江の雨水排水工事の第2期工事を行いました。

3目処理場費では、中部浄化センターの床排水ポンプの更新工事を行いました。

以上で、認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第18、選任第7号 決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、1番 西脇康君、2番 清水由美子君、3番 小寺光信君、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君、11番 田中敏弘君、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君、以上の10人を指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの10人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

ただいま高木副特命事項推進監から発言訂正の申出がありましたので、許可します。高木副特命事項推進監。

○副特命事項推進監兼産業建設部水道課長（高木善太郎君） 先ほどの認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての補足説明内で、47ページの資本的支出総額の金額に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

資本的支出総額は2億960万9,639円でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 松永民夫君。

○決算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、松永民夫が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が委員長の指名により選任をされました。

もとより微力な私ではございますが、各委員の御協力をいただきながら、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

今年度の決算におきましては、前年比45億増という一般会計の決算がされております。過去に例を見ない決算でございます。審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、主要施策を総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきたいと思っております。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、議案第61号から日程第22、議案第64号までの計4議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第19、議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

行政手続における押印の見直しにより、関係する3つの条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

国において、書面、押印、対面を原則とした行政手続の見直しが行われており、本町においても町民の利便性向上と効率的な行政運営を図るため、行政手続の見直しを進めております。

それに伴い今回改正する関係条例は、次の3つの条例でございます。

1. 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例。
2. 養老町固定資産評価審査委員会条例。
3. 養老町教職員住宅の設置及び管理に関する条例。

まず、第1条、養老町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、新たに職員となった者が当該条例に基づき任命権者に提出している宣誓書について、押印を不要とすることで簡素化を図るため、当該条例を整備するものです。

次に、養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、固定資産評価審査委員会での審査手続に際して提出される審査申出書への申出者の押印及び審査手続において、口頭審理を行う場合に作成される口述書への提出者の押印について、押印を不要とすることで簡素化を図るため、当該条例を整備するものです。

次に、第3条、養老町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、養老町教職員住宅を使用しようとする者が町に提出している使用申込書について、押印を不要とすることで簡素化を図るため、当該条例を整備するものです。

施行日につきましては、公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第20、議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同法の一部が令和4年1月1日以降に施行されることに伴いまして、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて補足説明。

○総務部税務課長（問山 剛君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第17条第2項、3 ページの第28条の3の3第1項及び4 ページの附則第2条の4第1項の改正につきましては、個人の町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直すもので、町民税の非課税限度等の算定において「扶養親族」の概念を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族（16歳以上の扶養親族のうち、原則として30歳以上70歳未満の国外居住親族を除く。）」に限定するものです。

次に、1 ページの第26条の8の改正につきましては、個人の町民税の寄附金税額控除について、所得税法の改正に併せて特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲を見直すもので、出資に関する業務に充てるものを除くとするものです。

次に、4 ページの附則第3条の改正につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を5年間延長するものです。

最後に、議案2 ページを御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるもので、第26条の8第1項各号の改正規定及び附則第3条の改正規定並びに附則第2条第1項の規定は令和4年1月1日から、その他の改正規定及び附則第2条第2項の規定は令和6年1月1日から施行するものがございます。

また、附則第2条につきましては、今回の改正に伴う町民税に関する経過措置を定めるものがございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第21、議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子供・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が同年8月2日に公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

この改正は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的記録による対応も可能とするものでございます。

こうした電磁的方法による対応に関しましては、さきの6月議会で議決を得ました厚生労働省令の改正に伴い改正いたしました養老町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例に対しても既に行われているものでございます。

第6条及び第39条につきましては、電磁的記録等として新たに条を設けるため項を削り、第54条では、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨の規定の整備を行うものでございます。

また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されてい

るものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定の整備を行うものでございます。

次に、第43条につきましては、内閣府令の改正に併せて規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第22、議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正は、昨年5月20日に公布、本年4月1日より全面施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に併せて、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供方法に関する基準を定める省令に改正されたため、新たに基準適合義務の対象施設となった旅客特定車両停留施設の追加など本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしく願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

定例会資料の養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

いわゆるバリアフリー法に基づく基準への適合義務の対象として、旅客特定車両停留施設が追加されたことに伴い、新たに施設の構造に関する基準が定められ、目次に第6章、旅客特定車両停留施設の構造（第30条から第40条まで）を新たに加え、6章以下の章及び条につきましては順次繰下げを行うものです。

旅客特定車両停留施設の構造については、第30条では通路、第31条では出入口、第32条ではエレベーター、第33条では傾斜路、第34条ではエスカレーター、第35条では階段、第36条では乗降場、第37条では運行情報提供設備、第38条では便所、第39条では乗車券販売所、待合室及び案内所、第40条では券売機の規定をしております。第41条から第44条においては旅客特定車両停留施設の規定を追加いたしました。

第2条の2では、災害時に伴い一時使用する施設の構造や設備について、適用の除外を規定しております。

また、今回の条例改正に併せて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の満たすべき基準等を省令基準と同様の措置を講ずるため、目次、第2条、第3条から第6条、第12条、第13条及び第42条から第44条において、現行法令から引用しているものについて、規定の整理を行うものです。

なお、旅客特定車両停留施設とは、バスやタクシー専用の旅客ターミナルのことをいい、当町においては該当する施設はございません。

なお、この条例は、公布の日から施行いたすものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第23、発議第2号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案は議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 発議第2号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び養老町議会会議規則（平成3年養老町議会規則第1号）第14条第2項の規定により、養老町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。令和3年9月3日提出。提出者、養老町議会議員 野村永一、大橋三男。養老町議会議長 北倉義博様。

提出理由、全国町村議会議長会の「標準」町村議会会議規則の改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

引き続き、趣旨説明を行います。

ただいま上程いただきました発議第2号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を行います。

養老町議会会議規則新旧対照表を御覧ください。

この改正は、全国町村議会議長会の「標準」町村議会会議規則の改正に準じ、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、第2条第1項において、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、同条第2項において、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、議会への請願手続については、請願者の利便性の向上を図るため、第89条第1項において、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改するものであります。

以上で、発議第2号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を終わります。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第24、同意第6号 教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件は同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

森島教育長には退場を許可いたします。

〔教育長 森島恵照君 退場〕

○議長（北倉義博君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第6号 教育委員会教育長の任命同意について説明をさせていただきます。

教育委員会教育長である森島恵照氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町京ヶ脇1422番地。氏名、森島恵照。

なお、任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1点お聞きしたいと思います。

森島教育長におかれましては、コロナ禍においての学校等の運営に関して大変難しい判断等をさせていただいておるとおもいます。これらコロナも含めて様々な学校現場等での出来事について、教育部局の事務局長等、教育委員会等含めて情報共有を適切に行われておるか、その辺りの見解をお伺いしておきたいとおもいます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、確かに今コロナ禍におきまして、2学期も始まりまして、学校の在り方ですとかそういったことが今様々国のほうからもいろいろな議論がなされておりますが、あくまでも文科省から出ているその指針に基づきまして、臨時校長会などを開くなどして校長先生方の学校の実情も踏まえて、今現在、子供たちの学びの保障を止めないということを前提に方針のほうは校長先生方も踏まえていろいろと議論をさせていただいております、情報共有のほうは学校と教育委員会、教育長をはじめとして皆さんで情報共有をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第25、同意第7号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第7号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

町教育委員会委員である栗田千里氏の任期が、令和3年10月7日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町有尾43番地。氏名、栗田千里。

なお、任期は令和3年10月8日から令和7年10月7日までの4年間となります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第26、議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,253万4,000円を追加し、予算総額を120億5,668万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、福祉医療事務事業、道路新設改良費などがございます。

詳細につきましては、それぞれの担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項2徴税费、2目賦課徴収費の過誤納金返還金では、コロナ禍による法人町民税の減収などに伴い836万6,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整といたしまして3,898万3,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、令和2年度の事業費が確定しましたので、国の負担金精算に伴う返還金53万7,000円を

計上いたしました。

次に、2目老人福祉費の高齢者在宅福祉事業では、緊急通報システム装置の設置希望が増加したことに伴う備品購入費等として115万5,000円を増額いたしました。

次に、3目福祉医療費では、令和2年度の事業費が確定いたしましたので、福祉医療費助成事業の補助金精算に伴う返還金1,589万9,000円を計上いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の障害児通所給付事業では、令和2年度事業費が確定いたしましたので、国の負担金精算に伴う返還金2万3,000円を計上いたしました。

また、地域子育て支援拠点事業では、私立下笠保育園に委託している子育て支援センターについて、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い基準額が改定されたことから15万円を増額いたしました。

また、保育対策総合支援事業では、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、手指及び清掃に使用する消毒液や手袋等の消耗品購入費として205万円、パーティションやサーキュレーター等のほか保育士等の研修オンライン化のためのウェブ研修用パソコン及びカメラ、マイク等の備品購入費として286万7,000円の計491万7,000円を計上いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、令和2年度の事業費が確定いたしましたので、国及び県の負担金精算に伴う返還金23万6,000円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金として569万5,000円、障害児通所給付費負担金として182万円、いずれも令和2年度の国庫負担金の額確定による不足額の追加交付として計751万5,000円を増額いたしました。

また、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業補助金として5万円、保育対策総合支援事業費補助金として245万8,000円の計250万8,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、令和2年度岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の額確定による不足額の追加交付として347万8,000円を増額いたしました。

最後に、款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、子ども・子育て支援事業補助金として5万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさ

せていただきます。

8、9ページの歳出について説明させていただきます。

款8土木費、項2道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良費事業では、町道大巻53号線の整備を圃場の整備計画に併せて実施するために、町道大巻53号線用地を購入するための土地購入費として1,687万5,000円、物件等補償費として90万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

8ページ、9ページの歳出について説明をさせていただきます。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、小学校の校庭遊具について計画的に毎年度更新及び撤去・修繕を行っておりますが、年1回の専門業者による安全点検の判定を受け、子供たちの安全確保のため、使用禁止としている遊具を撤去処分する経費を計上するものであります。

また、広幡小学校の正門駐車場について、当施設につきましては地域の防災拠点施設となっておりますが、子供たちや地域住民の避難所となった場合、障害者をはじめとする要保護者の受入れに対応ができるよう、玄関入り口をバリアフリー化し、駐車場を舗装整備する経費を計上し、工事請負費といたしまして合計で347万6,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第27、議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,145万円を追加し、予算総額を34億15万円とするものでございます。

今回補正の主なものにつきましては、令和2年度国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）等の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和2年度国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）等の額の確定により、県への精算返還金として1,145万円を増額するものでございます。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,145万円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は、9月8日水曜日及び9日木曜日の2日間とし、両日とも午前9時30分から、総務民生委員会は、9月6日月曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は、同日の午後1時30分から、予算特別委員会は、同日の午後3時から、それぞれ開催するよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日9月4日から9月15日までの12日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から15日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会2日目は9月16日木曜日、午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後0時03分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月3日

議 長 北 倉 義 博

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子

